

同時資料提供先：高松サンポート合同庁舎記者クラブ
高知県政記者クラブ、幡多記者クラブ

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について

国土交通省四国地方整備局では、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成しました。

このたび、報告書（素案）に対して、学識経験を有する者からの意見をお聴きする場を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

1. 開催日時

平成24年11月13日（火）14時～16時

2. 開催場所

四万十市社会福祉センター 2階大会議室

住所：四万十市右山五月町8-3

3. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・一般傍聴の方の席は30席用意します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までです。
- ・取材や傍聴に関する詳細は別紙4及び別紙5をご覧ください。

別添1「「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について」を参照

平成24年10月30日
国土交通省 四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局

電話：(087) 851-8061

河川部 河川計画課長 小長井 彰祐 (内線3611)

建設専門官 池添 好巨 (内線3614)

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について

平成24年10月30日
国土交通省四国地方整備局

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、学識経験を有する者からのご意見をお聴きするため、意見を聴く場を下記にて開催します。

1. 議事

別紙1のとおり

2. 開催日時

平成24年11月13日(火) 14時から16時（受付開始13時30分）

3. 開催場所

四万十市社会福祉センター 2階大会議室

住所：四万十市右山五月町8-3（別紙2）

4. 意見聴取予定者

別紙3のとおり

5. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までとします。ただし、当日の議事内容によっては変更する場合があります。
- ・取材に際しては、別紙4の「取材についてのお願い」を遵守してください。

6. 一般傍聴

- ・意見を聴く場の傍聴を希望される方は、当日13時30分から受付を開始します。なお、会場の都合により傍聴者席は30席用意します。
- ・傍聴受付は先着順とさせていただきます。
- ・会議の進行に支障を来たす行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり退出をお願いする場合があります。
- ・一般傍聴に際しては、別紙5の「傍聴要領」を遵守してください。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場

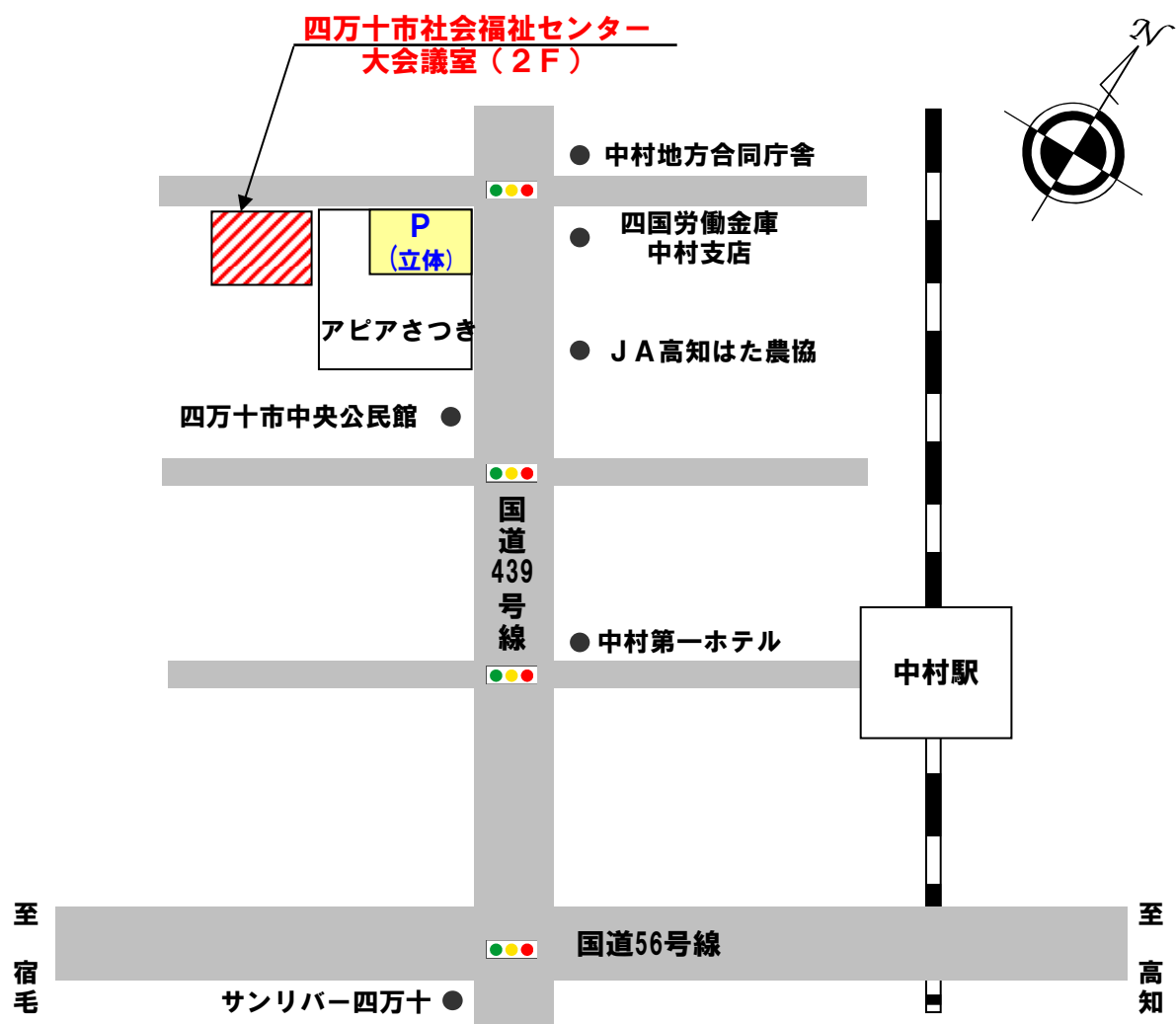
議事次第（案）

開催日：平成24年11月13日（火）

場 所：四万十市社会福祉センター

2階大会議室

1. 開会
2. 挨拶（四国地方整備局）
3. 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討状況
4. 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）の内容
5. 意見聴取
6. 閉会



○ 四万十市社会福祉センター

四万十市右山五月町8-3

TEL 0880-35-3011

※ 駐車場はアピアさつきの屋上の立体駐車場になります。

※ 土佐くろしお鉄道「中村駅」より徒歩10分程度。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場

出席予定者

いまい 今井	よしひこ 嘉彦	高知大学 名誉教授
おおとし 大年	くにお 邦雄	高知大学農学部流域環境工学 教授
おかやま 岡山	しずお 静夫	四万十川中央漁業協同組合 組合長
きのした 木下	いずみ 泉	高知大学総合研究センター 教授
さとう 佐藤	こういち 晃一	愛媛大学 名誉教授
たむら 田村	あきら 章	宿毛商工会議所 会頭
にしうち 西内	あきお 燦夫	四万十川流域住民ネットワーク 代表世話人
ふくなが 福永	のぶゆき 信之	ネイチャーとさ 代表

(五十音順 敬称略)

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場

取材についてのお願い

（取 材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
 - ③ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ④携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ⑤報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
学識経験を有する者からの意見を聴く場

傍聴要領

（趣旨）

この要領は、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場（以下「意見を聴く場」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（意見を聴く場の傍聴）

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴者」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。